

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第 4 期)」に基づく令和 7 年度施策の実施計画

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援

施策 1～4

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進

施策 1

- 環境にやさしい農業定着促進事業

みやぎ米推進課：4,150 千円

農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を確保するため、本県の農産物認証制度等に取り組む生産者の活動を支援する。

また、販売会等を通じ、環境に配慮した農産物の生産に対する消費者の理解を図る。

- みやぎの有機農業等推進事業

みやぎ米推進課：55,206 千円

持続可能性のある農業の確立を目指し、有機農業の取組拡大を進めるため、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村（オーガニックビレッジ）の取組の推進や有機農業指導員の育成、有機 JAS 認証への支援、環境にやさしい農産物キャンペーン等を行う。

- 環境保全型農業直接支援対策費

みやぎ米推進課：152,960 千円

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて国・県・市町村が一体的に支援を行うことで、本県における環境に配慮した農業を推進する。

- みやぎ大規模園芸総合推進事業

園芸推進課：36,925 千円

みやぎ園芸特産振興戦略プランの目標を達成するため、先進的施設園芸経営体育成や大区画ほ場を活用した露地園芸の生産拡大等の推進を図る。

ロ 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大

施策 2

- GAP 認証取得推進事業（農産物）

みやぎ米推進課：2,806 千円

「みやぎ農場 GAP 取組支援制度」を活用した GAP 導入の取組及び認証取得に向けた取組を推進する。また、農業教育機関に対し第三者認証 GAP 取得に要する費用を支援するほか、GAP 指導員の育成により指導力の向上を図る。

- GAP 認証取得推進事業（畜産物）

畜産課：1,285 千円

県内産の畜産物の安全性確保と安定経営のために、GAP 認証の普及及び取得の推進を図る。また、GAP 指導員の育成により指導力の向上を図る。

ハ 農薬の適正使用の推進

施策 3

- 農薬適正使用推進事業

みやぎ米推進課：1,492 千円

農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会等を実施するとともに、農薬販売者及び農薬使用者を対象に立入検査を実施する。

ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進

施策 4

- 牛の個体識別番号耳標装着の徹底

家畜防疫対策室：0 千円

牛の生産履歴を管理するための個体識別番号耳標の装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行う。

1 生産及び供給体制の確立

(2) 農林水産物生産環境づくり支援

施策 5～8

イ 土壌環境適正化の推進

施策 5

- 農用地土壌汚染対策推進事業

みやぎ米推進課：29,632 千円

カドミウムの吸収抑制対策として水田の湛水管理（出穂期前後一定期間）の徹底を図るとともに、出荷前の米のカドミウム含有量を調査し、超過米の流通防止対策を講じる。

- 土壌由来リスク対策事業

みやぎ米推進課：2,796 千円

カドミウム低吸収性イネ有望系統の特性の年次変動を把握するため、現地実証を実施する。

ロ 家畜伝染病の発生予防の徹底

施策 6

- 家畜伝染病予防事業

家畜防疫対策室：52,571 千円

家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病や家畜伝染性疾病の発生予防に努めるとともに、発生時における患畜の殺処分や消毒等のまん延防止措置を講じる。

- 豚熱等発生予防対策事業

家畜防疫対策室：73,538 千円

豚熱発生予防のため、県内で飼養される豚全頭に豚熱ワクチンを接種する。加えて、ワクチンの免疫付与状況を確認する検査を実施する。

- 家畜衛生対策事業

家畜防疫対策室：26,648 千円

生産性を阻害する慢性疾病等の調査と対策指導、特定症状や BSE を疑う症状を呈して死亡した牛の BSE 検査を行う。

ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進

施策 7

- 有用貝類毒化監視・販売対策事業

水産業基盤整備課：12,336 千円

食中毒の原因となる貝毒について、貝毒の発生状況や貝毒プランクトンの出現状況を調査することで、毒化した貝類の流通を未然に防止する。

ニ 特用林産物の生産再開への支援

施策 8

- 特用林産物放射性物質対策事業（うち生産再開支援）

林業振興課：105,565 千円

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除と生産再開を支援するため、県外から汚染されていない原木など安全な生産資材の購入経費に対して補助する。また、県産原木の使用再開に向け、非破壊検査による掛り増し経費等を検証する。

1 生産及び供給体制の確立

(3) 事業者の取組への支援

施策 9～10

イ 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進

施策 9

- HACCP 定着事業

食と暮らしの安全推進課：1,912 千円

事業者の HACCP 導入もしくは実践の定着に向けて、食品衛生監視員による HACCP の実施状況の確認を徹底した上で、個別の相談に応じるほか、事業者を対象とした HACCP 研修会の開催など技術的な支援を行う。

ロ 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大 施策 10

● 食育・地産地消推進事業

食産業振興課：5,171 千円

県産食材の利用を拡大するため、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の店舗数増加を図る。

2 監視指導及び検査の徹底

(1) 生産段階における安全性の確保 施策 11～14

イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化 施策 11

● 農薬適正使用推進事業

みやぎ米推進課：1,492 千円

農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会等を実施するとともに、農薬販売者及び農薬使用者を対象に立入検査を実施する。

● 養殖衛生管理体制整備事業

水産業基盤整備課：3,664 千円

適正な医薬品の使用や養殖管理について指導を行う他、養魚資料の安全性を確保するため、飼料製造業者等への立入、収去検査を行う。

ロ 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施 施策 12

● 肥料品質確保事業

みやぎ米推進課：537 千円

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質確保等に関する法律に基づき、肥料生産業者へ立入検査及び収去肥料の分析を行う。

● 流通飼料対策事業

畜産課：933 千円

飼料安全法に基づき、飼料取扱業者に対し、監視・指導を実施し、県内流通飼料の安全性の確保を図る。

● 養殖衛生管理体制整備事業

水産業基盤整備課：3,664 千円

適正な医薬品の使用や養殖管理について指導を行う他、養魚資料の安全性を確保するため、飼料製造業者等への立入、収去検査を行う。

ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導 施策 13

● 動物用医薬品等取締指導事業

家畜防疫対策室：218 千円

動物用医薬品販売業者への監視指導を実施し、適正な流通を図る。

ニ 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施 施策 14

● 家畜伝染病予防事業

家畜防疫対策室：52,571 千円

家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病や家畜伝染性疾病の発生予防に努めるとともに、発生時における患畜の殺処分や消毒等のまん延防止措置を講じる。

- **豚熱等発生予防対策事業**

家畜防疫対策室：73,538 千円

豚熱発生予防のため、県内で飼養される豚全頭に豚熱ワクチンを接種する。加えて、ワクチンの免疫付与状況を確認する検査を実施する。

- **家畜衛生対策事業**

家畜防疫対策室：26,648 千円

生産性を阻害する慢性疾病等の調査と対策指導、特定症状や BSE を疑う症状を呈して死亡した牛の BSE 検査を行う。

2 監視指導及び検査の徹底

(2) 流通・販売段階における安全性の確保

施策 15～18

イ 食品営業施設の監視指導の徹底

施策 15

- **食品営業施設の監視指導事業**

食と暮らしの安全推進課：43,956 千円

「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。

販売形態の多様化、食品ロス削減に向けた持ち帰り等における食品衛生上のリスク等についても周知に努める。

- **食中毒防止総合対策事業**

食と暮らしの安全推進課：15,169 千円

広域流通食品の製造施設等を対象とする一斉監視、食品事業者を対象とする講習会、消費者を対象とする街頭キャンペーンを、食中毒予防月間に集中的に実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚における寄生虫等の危険性など、食中毒予防を啓発する。

ロ 食品検査による安全性の確保

施策 16

- **食品検査対策事業**

食と暮らしの安全推進課：46,075 千円

県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品中に残留する農薬、添加物等規格基準等に関する検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止するとともに、製造者等に対して必要な措置を講じ、健康被害の発生を防止する。

ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE 対策を含む)の徹底

施策 17

- **食品検査対策事業**

食と暮らしの安全推進課：46,075 千円

県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品中に残留する農薬、添加物等規格基準等に関する検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止するとともに、製造者等に対して必要な措置を講じ、健康被害の発生を防止する。

- **かき処理指導費**

食と暮らしの安全推進課：3,102 千円

かき処理場等の施設に対する監視指導やかきの検査等により、基準を逸脱するかきの流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止する。

- **と畜食肉検査費**

食と暮らしの安全推進課：80,079 千円

食用の獣畜にかかると畜検査において、疾病や異常を排除する他、動物用医薬品等の残留検査を実施する。また、と畜場の衛生管理に関する監視指導を実施し安全な食肉の供給を図る。

- **食鳥肉検査費**

食と暮らしの安全推進課：863 千円

食鳥にかかる食鳥検査において、疾病や異常を排除する他、動物用医薬品等の残留検査を実施する。また、食鳥処理場の衛生管理に関する指導が適切に行われていることを確認し安全な食鳥肉の供給を図る。

- **BSE 検査事業**

食と暮らしの安全推進課：3,159 千円

牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状等の確認、必要に応じた BSE 検査の実施及び解体作業における特定危険部位の除去の徹底を指導する。

ニ 米穀事業者の監視指導の徹底

施策 18

- **米トレーサビリティ法に基づく米穀の流通監視業務**

みやぎ米推進課：0 千円

米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携しながら米穀事業者への立入検査や指導を行う。

2 監視指導及び検査の徹底

(3) 食品表示の適正化の推進

施策 19～21

イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施

施策 19

- **食の 110 番等食の安全安心に関する相談窓口**

食と暮らしの安全推進課：0 千円

県内保健所に相談窓口「食の 110 番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、適切な情報を提供するとともに、必要に応じて食品事業者に対し調査、指導する。

- **食品営業施設の監視指導事業**

食と暮らしの安全推進課：43,956 千円

「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。

販売形態の多様化、食品ロス削減に向けた持ち帰り等における食品衛生上のリスク等についても周知に努める。

- **食品表示適正化事業**

食と暮らしの安全推進課：998 千円

関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。

- **栄養成分表示適正化事業**

健康推進課：366 千円

食品表示法に基づく保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行うとともに、制度の啓発を行い、食品表示の適正化に努める。

- **薬事指導取締事業**

薬務課：133 千円

不適正な健康食品の流通防止を図るため、広告の事前相談や指導取締りのほか、国が実施する全国的な買い上げ調査等を行う。

● 食品表示適正化事業

食と暮らしの安全推進課：998 千円

関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。

ハ 食品表示に関する研修会等の実施

● 食品表示適正化事業

食と暮らしの安全推進課：998 千円

関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。

● 栄養成分表示適正化事業

健康推進課：366 千円

食品表示法に基づく保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行うとともに、制度の啓発を行い、食品表示の適正化に努める。

2 監視指導及び検査の徹底

(4) 食品の放射性物質検査の継続

イ 農林水産畜産物等の検査

● 野生鳥獣放射能対策事業

自然保護課：2,420 千円

有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシ等の野生鳥獣から検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質モニタリング検査を実施し、その結果を公表する。

● 県産農林水産物放射性物質対策事業

食産業振興課：3,953 千円

原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、県産農林水産物の放射性物質検査を実施する。

● 野生鳥獣放射能対策事業

農山漁村なりわい課：6,080 千円

イノシシ肉及びニホンジカ肉の出荷制限一部解除の対象となった食肉加工処理業者が受け入れたすべてのイノシシ及びニホンジカから検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質全頭検査を実施し、その結果を公表する。

● 農産物放射能対策事業

園芸推進課：18,800 千円

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する、県産農産物における放射性物質濃度のモニタリングを継続し、県民の不安解消を図る。

● 放射性物質影響調査事業

畜産課：9,000 千円

牧草等の粗飼料及び原乳の放射性物質検査を実施するとともに、原乳における検査を実施し、本県畜産物の安全性を確認する。また、牧草等粗飼料への土壌からの放射性物質移行の機序を解明し、安全・安全な粗飼料生産に寄与する。

- **肉用牛出荷円滑化推進事業** 畜産課：53,918 千円
県内から出荷される廃用牛全頭の放射性物質の濃度を測定し、安全性を確認する。
- **水産物安全確保対策事業** 水産業振興課：22,853 千円
県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。
- **水産物放射能対策事業** 水産業振興課：7,446 千円
放射能に係る水産物の安全性を確認するため、入手困難なサンプル検体を漁業調査指導船により確保し検査を実施する。
- **特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査）** 林業振興課：3,927 千円
安全・安心な県産特用林産物の流通や出荷制限解除を推進するため、検査計画等に基づき放射性物質検査を実施する。

ロ 流通食品の検査

施策 23

- **放射性物質検査対策事業** 食と暮らしの安全推進課：8,253 千円
「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、これに基づき計画的に流通食品の放射性物質検査を実施し、結果を公表することで県民の不安の払拭に寄与する。

Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

(1) 情報の収集、分析及び公開

施策 24～25

イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供

施策 24

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業** 食と暮らしの安全推進課：1,532 千円
アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。
- **地域イメージ確立推進事業** 食産業振興課：1,563 千円
(うち「食材王国みやぎ」情報発信事業)
食材王国みやぎ公式 Facebook 及び公式 Instagram 等を活用し、県産食材・食品の紹介やレシピ、地産地消推進店等について情報発信する。

ロ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表

施策 25

- **食品検査対策事業** 食と暮らしの安全推進課：46,075 千円
県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品中に残留する農薬、添加物等規格基準等に関する検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止するとともに、製造者等に対して必要な措置を講じ、健康被害の発生を防止する。
- **食品営業施設の監視指導事業** 食と暮らしの安全推進課：43,956 千円
「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施

し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。

1 情報共有及び相互理解の促進

(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

施策 26～28

イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進

施策 26

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業** 食と暮らしの安全推進課：1,532 千円
アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。
- **学校給食における県産食材の利用推進** 農業政策室：0 千円
県内で生産される農林水産畜産物について、積極的な情報発信を行い、学校給食における利用の促進を図る。
- **「地域食と農の相談窓口」設置事業** 農業振興課：0 千円
県内 9 か所の農業改良普及センター及び農業振興課に「地域食と農の相談窓口」を設置し、消費者等からの食と農に関する相談に対応する。
- **環境にやさしい農業定着促進事業** みやぎ米推進課：4,150 千円
農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を確保するため、本県の農産物認証制度等に取り組む生産者の活動を支援する。
また、販売会等を通じ、環境に配慮した農産物の生産に対する消費者の理解を図る。
- **学校給食における県産食材の利用推進** 畜産課：0 千円
提供される牛乳について、積極的な情報発信を行い、学校給食における利用の促進を図る。
- **学校給食における県産食材の利用推進** 保体課：0 千円
県内各地で生産・加工される農林水産畜産物について、食材情報の発信や郷土料理の紹介などの啓発活動を通じ、学校給食における県産農林水産畜産物の利用推進を図る。

ロ 関係団体等との連携・協働の推進

施策 27

- **食品衛生資質向上対策事業** 食と暮らしの安全推進課：7,640 千円
食品関係事業者における自主的な衛生管理水準向上の取組を浸透させることによる食の安全・安心の確保を目的とし、食品衛生推進員、食品衛生指導員による管理運営基準の普及啓発等を行うため、宮城県食品衛生協会と連携し、必要な措置を講じる。
- **水産加工品等の販路開拓強化支援事業** 水産業振興課：27,068 千円
県産水産物の消費拡大のため、「みやぎ水産の日」テーマ食材を中心に HP 等での情報発信や、JR 仙台駅・各地方機関での販売イベント、料理教室を開催する。

ハ 食育の推進

施策 28

- **食育・地産地消推進事業** 食産業振興課：5,171 千円
消費者と生産者・事業者を結びつけるため、地産地消推進店の店舗数増加を図るほか、食育の推進と地産地消意識の醸成を図るため、食材王国みやぎ「伝え人」を派遣するとともに、

高校生地産地消お弁当コンテストを実施する。

- **みやぎの食育推進戦略事業**

健康推進課：4,704 千円

地域での食育推進を支援・協力する人材として、みやぎ食育コーディネーターの養成・育成を行い、その活動をホームページやみやぎ食育通信等で紹介するほか、食育の取組を広く周知するため、食育活動実践者の表彰や、啓発活動等を実施する。

1 情報共有及び相互理解の促進

(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

施策 29～31

イ リスクコミュニケーションの充実

施策 29

- **広報事業**

原子力安全対策課：2,745 千円

みやぎ原子力情報ステーションの運営、X（旧 Twitter）による情報発信に取り組む。

ロ 水道水の検査結果の公表

施策 30

- **水道水の検査結果の公表**

食と暮らしの安全推進課：0 千円

市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげる。

ハ 住民持ち込み測定

施策 31

- **放射能県民安心事業**

原子力安全対策課：829 千円

住民持ち込み測定結果について、毎月の測定件数及び過去の実績をグラフ等により、毎月「みやぎ原子力情報ステーション」において公表するほか、市町村の住民持ち込み放射能測定担当職員等を対象とした測定研修会を開催する。

2 県民参加

(1) 県民総参加運動の展開

施策 32～34

イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進

施策 32

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業**

食と暮らしの安全推進課：1,532 千円

アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。

ロ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援

施策 33

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業**

食と暮らしの安全推進課：1,532 千円

アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。

ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発 施策 34

- **食品表示適正化事業** 食と暮らしの安全推進課：998 千円
関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。
- **食の安全安心相互交流理解度アップ事業** 食と暮らしの安全推進課：684 千円
食の安全安心セミナー及び県内の各県域で食の安全安心に関する地方懇談会を実施する。

2 県民参加

(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 施策 35～36

イ 県民の意見の把握と反映 施策 35

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業** 食と暮らしの安全推進課：1,532 千円
アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する
- **食の安全安心相互交流理解度アップ事業** 食と暮らしの安全推進課：684 千円
食の安全安心セミナー及び県内の各県域で食の安全安心に関する地方懇談会を実施する。

ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実 施策 36

- **食の 110 番等食の安全安心に関する相談窓口** 食と暮らしの安全推進課：0 千円
県内保健所に相談窓口「食の 110 番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、適切な情報を提供するとともに、必要に応じて食品事業者に対し調査、指導する。
- **食品表示適正化事業** 食と暮らしの安全推進課：998 千円
関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進 施策 37

- **食の安全安心対策本部による体制整備** 食と暮らしの安全推進課：0 千円
宮城県食の安全安心対策本部の会議を開催し、食の安全安心確保のための施策を推進する。

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応 施策 38

- 食の危機管理対応マニュアル等による対応 食と暮らしの安全推進課：0 千円
食の安全安心推進員により毎月開催している食の危機管理対応チーム会議に加え、新たにケーススタディを用いた勉強会を開催することで、食に係る危機の未然防止と発生時における基本マニュアル等に基づく迅速・適切な対応を図る。

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(3) 食の安全に関する調査・研究の充実 施策 39

- 食品検査対策事業 食と暮らしの安全推進課：46,075 千円
食品衛生に関する調査研究や業務改善等を検討し、食品衛生業務担当者の知識と技術の向上を図る。
- 有用貝類毒化監視・販売対策事業 水産業基盤整備課：12,336 千円
貝毒原因プランクトンの監視調査や二枚貝等の貝毒検査を行い、貝毒を原因とする食中毒の未然防止を図る。

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実 施策 40

- 放射性物質影響調査事業 畜産課：9,000 千円
牧草等の粗飼料及び原乳の放射性物質検査を実施するとともに、原乳における検査を実施し、本県畜産物の安全性を確認する。また、牧草等粗飼料への土壌からの放射性物質移行の機序を解明し、安全・安全な粗飼料生産に寄与する。
- ほだ木等原木林再生実証事業 林業振興課：5,908 千円
県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究を行う。

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(5) 国，都道府県，市町村，関係団体との連携 施策 41

- 食品表示適正化事業 食と暮らしの安全推進課：998 千円
関係機関と連携し、食品表示 110 番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。
- 農産物放射能対策事業 園芸推進課：18,800 千円
東京電力福島第一原子力発電所事故に関する、県産農産物における放射性物質濃度のモニタリングを継続し、県民の不安解消を図る。

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置 (施策 42)

- みやぎ食の安全安心推進会議開催事業 食と暮らしの安全推進課：944 千円
みやぎ食の安全安心推進会議を開催し、食の安全安心の確保に関する審議、施策の評価、意見交換等を行う。